

# 旅館業（旅館・ホテル営業）構造設備等基準

項 目		基 準	根 拠
客 室	面 積	一客室の床面積(※)は、7㎡以上(寝台を置く客室にあつては、9㎡以上) ※ 寝室・浴室・便所・洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分(押入・床の間は除く)の合計(内のりで測定)	令1-1-1 条8-1-4ア 区規15-1 指導
	定 員	有効面積3㎡につき1人(有効面積:寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積)	条4-1-6ア 区規9
	換 気	設備を設ける	令1-1-3
	採 光	採光窓(有効面積の1/10以上)	条8-1-4イ(指導)
	照 明	40ルクス以上	条4-1-2ア
	ガス設備を設ける場合	専用の元栓を設置 耐食性・耐圧性で、容易に接合部分が外れない材質	条8-1-8ア 条8-1-8イ
寝具の収納	収納設備を設ける (寝台を置かない客室の場合、各室押入等収納戸棚又は各階収納室設置)	条8-1-6(指導)	
浴 室	入浴設備を有すること。(近接して公衆浴場がある場合は除く) 構造設備は別表のとおり	令1-1-4 条8-1-7	
洗面所	適当な規模の洗面設備を有すること	令1-1-5	
	共同洗面所を設ける場合は規則で定める数(別表)の給水栓を設置すること	条8-1-10 区規17	
便 所	適当な数の便所を有すること	令1-1-6	
	防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること	条8-1-9ア	
	便所を付設していない客室又は多数人で共用する客室を有する階がある場合は、共同便所を設ける(別表)	条8-1-9イ	
調理場を設ける場合	食品衛生担当に相談(食品営業許可に該当)	条8-1-3 食品衛生法	
	調理場・配膳室50ルクス以上	条4-1-2イ	
食堂を設ける場合	適当な広さを有する	要領	
	40ルクス以上	条4-1-2ア	
客室等の境	客室と他の客室等との境は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類するもので区画	条8-1-2	
廊下及び階段	20ルクス以上・深夜10ルクス以上の設備	条4-1-2ウ	
玄関帳場	宿泊者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として次の基準に適合するもの ・ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応(おおむね10分程度で職員等が駆けつける対応)を可能とする設備を備えていること ・ 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況確認を可能とする設備を備えていること	令1-1-2 省4の3 条8-1-1	

項目	基準		根拠	
教育施設	学校等から内部を見通せない構造 管理者不在型旅館施設が、小中学校の隣接地等に予定された場合、当該施設の窓等から学校の校舎内部が見通せない設備を設置		令 1-1-7 指導	
管理者	原則として旅館業の施設ごとに、管理者を置くこと		条 4-1-12	
施設の掲示	旅館業の施設である旨を公衆の見やすい場所に掲示すること (玄関帳場を設けない施設又は営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設は緊急連絡先を併せて掲示すること ※例示を参照)		条 7-1-1	
客室の表示	入り口には、室番号又は室名を表示すること		条 7-1-2	
	定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること		条 7-1-3	
宿泊者名簿	保存年限	正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存	法 6-1 省 4 の 2-1	
	備える場所	旅館業の施設又は営業者の事務所	法 6-1 省 4 の 2-2	
	内容	氏名・住所・連絡先・年齢・前泊地・行先地・到着日時・出発日時・室名・国籍及び旅券番号(外国人のみ)	法 6-1 省 4 の 2-3 区規 8	
従事者名簿	備える場所	旅館業の施設又は営業者の事務所	条 7-1-4	
	内容	氏名・生年月日・住所・従事職種・就業年月日・連絡先電話番号	条 7-1-4 区規 14	
玄関帳場を設けない施設 その他の営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設	緊急連絡先の表示及び必要な体制	営業者は苦情及び問合せに対応するため緊急連絡先の表示(※例示を参照)及び必要な体制を整えておくこと。 また、宿泊しようとする者に対し以下の内容を説明できる体制を整えておくこと。 ア 施設に備え付けられた設備の使用方法 イ 廃棄物の処理方法 ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけること エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法(防火、防災設備の使用方法等を含む)	条 7-1-5 指導	
	近隣住民周知	近隣住民の範囲	営業者はあらかじめ当該施設が旅館業の用に供されるものであること及び管理上必要な事項について近隣住民に周知しなければならない。	条 6
		近隣住民の範囲	(1) 当該許可を受けようとする旅館業の施設の存する建物に他の施設が存する場合の当該他の施設の利用者 (2) 次のア又はイに掲げる建物(一方の建物の外壁から他方の建物の外壁までの水平距離が原則として20メートルを超えるものを除く。)の利用者 ア 当該許可を受けようとする旅館業の施設の存する建物の敷地の境界線に接する敷地に存する建物の利用者 イ 当該許可を受けようとする旅館業の施設の存する建物の敷地の境界線から道路、公園等の施設を挟んで隣接する建物の敷地の境界線までの水平距離が原則として10メートル以下である場合の当該建物の利用者	区規 12

項 目		基 準	根 拠
玄関帳場を設けない施設 その他の営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設（続き）	近隣住民周知（続き）	周知の内容	区規 13 ガイドライン
		周知の内容	
	周知の内容	<p>周知は、次に掲げる事項について書面により、対面して説明すること及び旅館業の施設の設置予定地の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。</p> <p>(1) 旅館業を営もうとする者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 旅館業の施設の名称及び所在地</p> <p>(3) 営業種別、客室数、定員その他の事業の内容</p> <p>(4) 近隣住民からの苦情及び問合せを受けるための連絡先（担当者名、所在地及び電話番号）</p> <p>(5) 廃棄物の処理方法</p> <p>(6) 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法</p>	
	掲示	近隣住民周知の説明開始日から許可がなされる日までの期間、周知した書面を 297×420 mm（A3 判）以上の大ききで近隣住民の見やすい場所に掲示する。	

## 別表

項 目		基 準	根 拠	
浴室	洋式浴室を設ける場合	浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造	条 8-1-7 ア (条 9-3)	
	共同浴室	共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合、十分な広さの脱衣室を付設すること		条 8-1-7 イ (条 9-3)
		共同浴室の浴槽には、入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。 センサーは、浴槽水の温度を的確に把握できる位置であること。		指導
	サウナ室又はサウナ設備	熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。 温度計は室内の温度が、室内だけでなく、室外からも容易に確認できるような位置に設置すること。		指導
	和式浴室を設ける場合	十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること	条 8-1-7 ウ (条 9-3)	
	ろ過器等設置して浴槽水を循環させる場合	ろ過器は十分なろ過能力、上流側に集毛器設置		条 8-1-7 エ（ア） (条 9-3)
		ろ材は十分な逆洗ができる材質又は容易に交換可能な構造		条 8-1-7 エ（イ） (条 9-3)
		循環水：打たせ湯・シャワー等への再利用禁止		条 8-1-7 エ（ウ） (条 9-3)
		循環水：浴槽からあふれた湯水の再利用禁止		条 8-1-7 エ（エ） (条 9-3)
		循環水：誤飲、飛まつ吸引等による事故防止措置		条 8-1-7 エ（オ） (条 9-3)
		循環水の取入口：吸込み事故防止措置		条 8-1-7 エ（カ） (条 9-3)
		気泡発生装置、ジェット噴射装置等を設ける場合は、点検・清掃・排水を行える構造		条 8-1-7 エ（キ） (条 9-3)
	貯湯槽を使用する場合	塩素系薬剤による消毒又はモノクロラミンによる消毒を実施（遊離残留塩素濃度 0.4mg/l 以上、モノクロラミン濃度 3mg/l 以上）	条 4-1-8 オ（エ） 区規 11-4	
	60℃以上に保つか又は塩素消毒を実施	条 4-1-8 エ（イ） 区規 10-2		

項 目		基 準	根 拠														
便所	便所を付設していない客室又は多数人で共有する階がある場合	男子用・女子用を区分した共同便所の設置 男子用便所及び女子用便所それぞれの便器の数は、施設の利用形態を勘案した数とする。	条 8-1-9 イ (条 9-3) 区規 16														
		① 便所を付設していない客室又は多数人で共有する客室を有する階の当該客室の合計定員が 30 人以下の場合、次の表に定める数以上の便器を当該階に設置する。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計定員</th> <th>便器数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 人以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>6 人以上 10 人以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11 人以上 15 人以下</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>16 人以上 20 人以下</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>21 人以上 25 人以下</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>26 人以上 30 人以下</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>		合計定員	便器数	5 人以下	2	6 人以上 10 人以下	3	11 人以上 15 人以下	4	16 人以上 20 人以下	5	21 人以上 25 人以下	6	26 人以上 30 人以下	7
		合計定員		便器数													
		5 人以下		2													
6 人以上 10 人以下	3																
11 人以上 15 人以下	4																
16 人以上 20 人以下	5																
21 人以上 25 人以下	6																
26 人以上 30 人以下	7																
② 合計定員が 31 人以上 300 人以下の場合 30 人を超えて 10 人を増すごとに 1 個を 7 個に加算した数 10 人に満たない端数は、10 人とする。																	
③ 合計定員が 301 人以上の場合 300 人を超えて 20 人を増すごとに 1 個を 34 個に加算した数 20 人に満たない端数は、20 人とする。																	
合計定員が 5 人未満の階は、便器を設置しないことができる。この場合においては、当該合計定員の人数を他の隣接階の合計定員の人数に合算して算出した人数に応じ、①②③に定める数以上の便器を当該他の隣接階に設置しなければならない。																	
洗面所	共同洗面所を設置する場合	① 洗面設備を付設していない客室の合計定員が 30 人以下の場合、給水栓は 5 人につき 1 個の割合で算定した数とする。5 人に満たない端数は、5 人とする。	条 8-1-10 (条 9-3) 区規 17														
		② 洗面設備を付設していない客室の合計定員が 31 人以上の場合、30 人を超えて 10 人を増すごとに給水栓 1 個を 6 個に加算した数。10 人に満たない端数は、10 人とする。															

根拠法令等

旅館業法（法）・旅館業法施行令（令）・旅館業法施行規則（省）・大田区旅館業法施行条例（条）・大田区旅館業法施行規則（区規）・旅館業の近隣住民等の周知に関するガイドライン（ガイドライン）